平成28年6月1日受理

請 第 13 号

件 名

「多重債務者生活再生支援事業」の継続を求める請願

	·
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平	

(要 旨)

熊本県に対し、多重債務者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む「多重債務者生活再生支援事業」について、平成29年度以降も引き続き、その事業を継続されるよう請願する。

(理 由)

社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が平成18年12月に公布、同22年6月に完全施行された。これを受けて内閣に設置された多重債務者対策本部は、平成19年4月、200万人を超えるとされる多重債務者の救済・支援などの多重債務対策について「多重債務問題改善プログラム」を策定した。その中で、地方公共団体の窓口での相談体制の確立や、ヤミ金融の撲滅などと並んで、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。

こうした中、当弁護士会は、貴議会議長に対し「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会において採択された。また、この請願を受けて、熊本県では、平成22年度から消費者向けセーフティネット貸付を含む「多重債務者生活再生支援事業」が開始されている。

その後も当弁護士会は、継続して「多重債務者生活再生支援事業の継続を求める要望書」を、平成24年度以降は「多重債務者生活再生支援事業の継続を求める請願書」を貴議会へ提出し、本年度の事業の継続につなげている。

本事業の事業開始から平成28年3月までの約6年間に、多岐にわたる県民のニーズに対応し、学校進学に係る費用、生活費、租税公課滞納、転居費用等々、405件、1億8,549万円の貸付が行われた。また、貸付に加え、債務整理による債務減が、45億1,111万円にものぼり、これが県民に対する経済効果として発生している。その中で特筆すべきは、貸付相談の際あるいはその後の徹底的なフォローアップが実施されたことにより、貸し倒れがほとんどなく、これこそが上記「多重債務問題改善プログラム」に記載されている「顔の見える融資」であり、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現していると評価できる。熊本県において、全国に先駆けて実施されている本事業は、多重債務者・生活困窮者の掘り起こしから生活再建までの過程が実現され、多重債務問題の社会的解決を図ることにつながっており、県政にとっても大きな成果である。

上述したように、本事業は、県民の生活を救うことに大きい役割を果たしており、県民 生活の安心安全を図る上でも、本事業を平成29年度以降も継続すべきと考える。